

第 7 節 その他の照会手続

1 担保照会

(1) 業務概要

担保残高等の担保登録内容を照会する。

(2) 照会可能者

全利用者（注）

（注）税関以外の場合は、自らが担保提供者である担保であること。（注 2）通関業者が輸出入者の担保を照会する場合は、あらかじめ担保使用可能通関業者としてシステムに登録されていること。

(3) 照会の方法

「担保照会」業務（業務コード：I A S）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕担保登録番号（「担保登録番号＊」欄）

担保登録番号を必須入力する。

〔2〕担保提供者コード（「担保提供者」欄）

担保提供者について、利用者コードを入力する。

ただし、輸出入者が、自らが担保提供者である担保を照会する場合は、入力を要しない。

通関業者又は輸出入者コードを有しない輸入者が担保提供者である担保を照会する場合は、入力不可。

また、照会者が税関の場合は、入力不可。

(4) 出力事項

照会対象の担保登録内容について、この章付表 7－1－1（I A S「担保照会情報」出力事項）に掲げる事項が出力される。

2 担保一覧照会

(1) 業務概要

担保残高等の担保登録内容を一覧で照会する。

(2) 照会可能者

税関、輸出入者（注）

（注）輸出入者の場合は、自らが担保提供者である担保であること。

(3) 照会の方法

「担保一覧照会」業務（業務コード：I A S 0 1）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕担保提供者コード（「担保提供者コード＊」欄）

(4) 出力事項

照会対象の担保登録内容について、この章付表 7-2-1 (IAS01「担保一覧照会情報」出力事項) に掲げる事項が出力される。

3 担保提供書照会

(1) 業務概要

「担保提供書提出」業務（業務コード：TTT）及び「担保提供書変更」業務（業務コード：TTE）により登録された担保提供書情報を照会する。

なお、「担保提供書変更」業務（業務コード：TTE）で担保提供書情報を変更した場合は、当初の担保提供書情報を照会することはできない。

(2) 照会可能者

税関、通関業者、輸出入者（注）

（注）税関以外の場合は、「担保提供書提出」業務（業務コード：TTT）及び「担保提供書変更」業務（業務コード：TTE）により登録を行った者であること。

(3) 照会の方法

「担保提供書照会」業務（業務コード：ITT）を利用して、「担保提供書提出番号＊」欄に担保提供書提出番号を必須入力し送信する。

(4) 出力事項

照会対象の担保提供書情報について、この章付表 7-3-1 (ITT「担保提供書照会情報」出力事項) に掲げる事項が出力される。

4 一括納付書一覧照会

(1) 業務概要

包括納期限延長扱いの一括納付書に係る申告件数及び税額等の情報を照会する。

なお、納付方法が直納及びMPN利用の場合についても一括納付書に係る申告件数及び納税等の情報を照会することができる。

(2) 照会可能者

税関、通関業者、輸出入者

(3) 照会の方法

「一括納付書一覧照会」業務（業務コード：INF）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 海上航空識別（「海上航空識別＊」欄）

海上貨物の申告に係る一括納付書を照会する場合は、「S」を必須入力する。

航空貨物の申告に係る一括納付書を照会する場合は、「A」を必須入力する。

[2] 申告先税関官署（「申告官署コード」欄）

申告先税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

なお、照会者が税関の場合は、入力を要しない。

[3] 輸入者コード（「輸入者コード＊」欄）

照会対象の一括納付書に係る輸入申告等の輸出入者を輸出入者コードで必須入力する。

なお、輸出入者コードの先頭8桁または13桁で入力した場合は、システムで後4桁に「0000」を補完する。

[4] 担保登録番号（「担保登録番号＊」欄）

照会対象の一括納付書に係る輸入申告等の担保登録番号を必須入力する。

[5] 納期限（「納期限＊」欄）

照会対象の一括納付書に係る輸入申告等の納期限を必須入力する。

[6] 通関業者コード（「通関業者コード」欄）

照会者が税関又は輸出入者の場合は、通関業者を利用者コードで入力する。

照会者が通関業者の場合は、入力を要しない。

(4) 出力事項

照会対象の一括納付書について、この章付表7-4-1（INF「一括納付書一覧照会情報」出力事項）に掲げる事項が出力される。

5 MPN状況照会

(1) 業務概要

納付方法がMPN利用で登録されている輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）、輸入申告（少額関税無税）、特例申告（特例委託特例申告を含む。）、蔵出輸入申告、移出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。）、総保出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。）、修正申告（特例修正申告を含む。）、更正、賦課決定、決定、納付通知、調定決議、旅具徴税、とん税等納付申告及び石油石炭税特例納付に係る納付状況を照会する。

(2) 照会可能者

税関を除く全利用者

(3) 照会の方法

「MPN状況照会」業務（業務コード：IMP）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 納付番号等（「納付番号等＊」欄）

納付番号、輸入申告等の番号又は一括納付番号のいずれかを必須入力する。

[2] 受入科目コード（「受入科目」欄）

「納付番号等＊」欄に一括納付番号を入力した場合は、当該納付に係る受入科目コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

「納付番号等＊」欄に納付番号又は輸入申告等の番号を入力した場合は、入力不可。

[3] 申告先税関官署コード（「申告先税関官署」欄）

「納付番号等＊」欄に輸入申告等の番号又は一括納付番号を入力した場合は、申告先

税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

「納付番号等＊」欄に納付番号を入力した場合は、入力不可。

(4) 出力事項

照会対象のMPN納付情報について、この章付表 7-5-1（IMP「MPN状況照会情報（申告番号単位）」出力事項）又は付表 7-5-2（IMP「MPN状況照会情報（納付番号単位）」出力事項）に掲げる事項が申告番号単位又は納付番号単位で出力される。

6 時間外執務要請届内容照会

(1) 業務概要

時間外執務要請届の情報を照会する。

(2) 照会可能者

税関、航空会社、航空貨物代理店、通関業、機用品業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、CY、NVOCC、海貨業、汎用申請者

(3) 照会の方法

「時間外執務要請届照会」業務（業務コード：IOS）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 届出種別コード（「届出種別」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

「届出番号」欄を入力する場合は、入力不可。

区 分	コード
通関	A
保税	B
監視	C
別送品	D
通関（24 時間提出可能）	E
別送品（24 時間提出可能）	F

[2] 届出者コード（「届出者」欄）

届出者の利用者コードを入力する。

「届出番号」欄を入力する場合は、入力不可。

[3] 時間外執務要請届受理番号（「届出番号」欄）

時間外執務要請届受理番号を入力する。

「届出種別」欄又は「届出者」欄を入力した場合は、入力不可。

(4) 出力事項

照会対象の時間外執務要請届情報について、この章付表 7-6-1（IOS「時間外執務要請届内容照会情報A」出力事項）又は付表 7-6-2（IOS「時間外執務要請届内容照会情報B」出力事項）に掲げる事項が時間外執務要請届届出番号又は届出者単位で出力される。

なお、届出種別及び届出者を入力した場合は、1回の送信で最大100件まで出力されるが、100件を超える場合は再送信することにより、次の100件を出力することができる。

7 指定地外交通／船陸交通／船舶間交通許可申請照会

(1) 業務概要

指定地外交通、船陸交通又は船舶間交通に係る交通許可申請情報を照会する。

(2) 照会可能者

全利用者

(3) 照会の方法

「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請照会」業務（業務コード：IAP）を利用して、「交通許可申請番号＊」欄に交通許可申請番号を必須入力し送信する。

(4) 出力事項

照会対象の交通許可申請情報について、この章付表7-7-1（IAP「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請照会情報」出力事項）に掲げる事項が出力される。

8 汎用申請照会

(1) 業務概要

汎用申請の情報を照会する。

(2) 照会可能者

全利用者

(3) 照会の方法

「汎用申請照会」業務（業務コード：IHY）を利用して、「汎用申請受理番号＊」欄に汎用申請番号を必須入力し送信する。

(4) 出力事項

照会対象の汎用申請情報について、この章付表7-8-1（IHY「汎用申請照会情報B」出力事項）に掲げる事項が出力される。

9 汎用申請手数料納付申請照会

(1) 業務概要

汎用申請手数料納付申請に係る手数料の情報を照会する。

(2) 照会可能者

全利用者

(3) 照会の方法

「汎用申請手数料等納付申請照会」業務（業務コード：R P S）を利用して、「汎用申請受理番号＊」欄に汎用申請受理番号を必須入力し送信する。

(4) 出力事項

照会対象の汎用申請手数料納付申請について、この章付表 7－9－1（R P S「汎用申請手数料等納付申請照会情報 B」出力事項）に掲げる事項が出力される。

10 手数料納付状況照会

(1) 業務概要

不開港出入許可申請、指定地外貨物検査許可申請及び汎用申請手数料納付申請に係る手数料について、電子納付を利用した場合における納付状況を照会する。

(2) 照会可能者

全利用者

(3) 照会の方法

「手数料納付状況照会」業務（業務コード：I R P）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕 申告・申請等番号（「申告・申請等番号」欄）

申告・申請等番号を入力する。

「納付番号（手数料）」欄を入力する場合は、入力不可。

〔2〕 納付番号（手数料）（「納付番号（手数料）」欄）

手数料納付に係る納付番号を入力する。

「申告・申請等番号」欄を入力した場合は、入力不可。

(4) 出力事項

照会対象の手数料に係る納付状況について、この章付表 7－10－1（I R P「手数料納付状況照会情報」出力事項）に掲げる事項が出力される。

11 機用品関連照会業務等

(1) 機用品在庫管理日計情報出力

イ 業務概要

受託航空会社及び機用品品名コード単位で直前の本業務実施移行の搬出個数の合計を出力する。

ロ 照会可能者

機用品業

ハ 照会の方法

「機用品在庫管理日計情報出力」業務（業務コード：C D R）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、機用品業者に「日計情報」（出力情報：A A S 5 1 0 0）が配信され

る。

[1] 受託航空会社（「受託航空会社＊」欄）

受託航空会社を航空会社コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

なお、自社管理機用品の場合は、「XX」を入力する。

[2] 機用品品名コード（「品名コード」欄）

機用品の品名を機用品品名コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[2] の項目は最大 50 欄まで繰り返し入力することができる。

(2) 機用品蔵入等承認申請照会

イ 業務概要

機用品蔵入等承認申請情報を照会する。

ロ 照会可能者

税関、通関業者

ハ 照会の方法

「機用品蔵入等承認申請情報」業務（業務コード：ICT）を利用して、「機用品蔵入等承認申請番号＊」欄に機用品蔵入等承認申請番号を入力し送信する。

ニ 出力事項

照会対象の機用品蔵入等承認申請情報について、この章付表 7-11-1（ICT「機用品蔵入等承認申請照会情報」出力事項）に掲げる事項が出力される。

(3) 機用品在庫管理情報照会

イ 業務概要

機用品の在庫情報を品名コード単位で照会する。

ロ 照会可能者

税関、通関業者

ハ 照会の方法

「機用品在庫管理情報照会」（業務コード：ICR）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 保税蔵置場（「保税蔵置場」欄）

保税蔵置場を保税地域コード（「業務コード集」参照）で入力する。

照会者が機用品業者の場合は、入力不可。

[2] 受託航空会社（「受託航空会社＊」欄）

受託航空会社を航空会社コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

なお、自社管理機用品の場合は、「XX」を入力する。

[3] 機用品品名コード（「品名コード」欄）

機用品の品名を機用品品名コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[3] の項目は最大 20 欄まで繰り返し入力することができる。

ニ 出力事項

照会対象の機用品在庫管理情報について、この章付表 7-12-1（ICR「機用品在庫管理情報」出力事項）に掲げる事項が出力される。

12 混載貨物状況照会

(1) 業務概要

混載業者が取り扱うことのできる混載貨物の中から、混載仕立済みで輸出申告が許可されていない貨物に係る貨物情報（HAWB 番号、個数、重量、保税蔵置場等の情報）を照会する。

(2) 照会可能者

混載業者

(3) 照会の方法

「混載貨物状況照会」業務（業務コード：I I C）を利用して、「照会種別＊」欄に「R」（未許可混載貨物照会）を必須入力し送信する。

(4) 出力事項

照会対象の輸出貨物情報について、この章付表 7-13-1（I I C「混載貨物情報照会情報」（航空）出力事項）に掲げる事項が出力される。

なお、1 回の送信で最大 18 件まで出力されるが、18 件を超える場合は再送信することにより、次の 18 件を出力することができる。

13 船舶・航空機資格変更届照会

(1) 業務概要

資格変更届の届出内容及び船舶・航空機コードに係る資格変更届の履歴一覧を照会する。

なお、照会可能な種別は次のとおりとなる。

○：照会可能 ×：照会不可

入力 照会種別	届出受理番号	船舶・航空機コード
届出内容	○	○（注）
履歴一覧	×	○

（注）最新の届出受理番号に係る届出内容を照会可能とする。

(2) 照会可能者

税関、航空会社、汎用申請者（航空機のみ）、船会社、船舶代理店

(3) 照会の方法

「船舶・航空機資格変更届照会」業務（業務コード：I K P）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕照会種別コード（「照会種別コード＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
-----	-----

届出内容	A
履歴一覧	B

〔2〕届出受理番号（「届出受理番号」欄）

「照会種別＊」欄に「A」（届出内容）を入力した場合であって、届出受理番号により照会する場合は、届出受理番号を入力する。

なお、「照会種別＊」欄に「B」（履歴一覧）を入力した場合は、入力不可。

〔3〕船舶・航空機識別（「船舶・航空機識別」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

なお、「届出受理番号」欄を入力した場合は、入力不可。

区 分	コード
船舶	S
航空機（プライベート機を含む。）	A

〔4〕船舶・航空機コード（「船舶・航空機コード」欄）

以下のいずれかを必須入力する。

① 船舶の信号符字（コールサイン）

② 信号符字を持たない船舶の場合は、船舶番号

③ 信号符字及び船舶番号を持たない漁船の場合は、漁船登録番号の先頭に「@」を付して「－（ハイフン）」を除いた番号

（信号符字及び船舶番号を持たない漁船の場合の入力例）

漁船登録番号：HK 2－1 0 0 0 0

@HK 2 1 0 0 0 0

航空機の資格変更届情報を照会する場合は、航空機登録番号を入力する。

（4）出力事項

照会対象の資格変更届情報又は資格変更届の履歴一覧について、この章付表 7－14－1（I K P「船舶・航空機資格変更届照会情報」出力事項）又は付表 7－14－2（I K P「船舶・航空機資格変更届履歴照会情報」出力事項）に掲げる事項が照会種別単位で出力される。

14 納付登録照会

（1）業務概要

関税法第 9 条の 7（納付受託者の納付）に規定する納付受託者による関税等の納付を行うにあたり、納付すべき税額を納付日程の期間単位、徴税調書番号単位、一括納付書番号単位で照会する。

（2）照会可能者

税関、納付受託者

（3）照会の方法

「納付登録照会」業務（業務コード：I R C）を利用して、次の事項を入力し送信する。

〔1〕利用者コード（「利用者コード＊」欄）

利用者コードを入力する。

[2] 照会種別（「照会種別＊」欄）

以下のいずれかのコードを入力する。

A：納付対象一覧照会

B：徴税調書番号一覧照会

C：一括納付書番号一覧照会

[3] 税関官署コード（「税関官署コード」欄）

税関官署を指定する場合は、税関官署コードを入力。

照会種別ごとの税関官署コードは次による。

照会種別が「A」で、全税関官署の税関官署別の情報を照会する場合は、「AL」を入力する。

[4] 開始日（納付日程の期間）（「開始日（納付日程の期間）」欄）

納付日程の期間を指定する場合、開始日を入力する。

終了日のみ入力されている場合は、終了日に紐づく開始日が補完される。

照会種別が「B」又は「C」であり、「終了日（納付日程の期間）」欄が入力されていない場合は必須入力する。

[5] 終了日（納付日程の期間）（「終了日（納付日程の期間）」欄）

納付日程の期間を指定する場合、終了日を入力する。

開始日のみ入力されている場合は、開始日に紐づく開始日が補完される。

開始日（納付日程の期間） $\leq$ 終了日（納付日程の期間）とする。

照会種別が「B」又は「C」であり、「開始日（納付委託日の期間）」欄が入力されていない場合は必須入力する。

(4) 出力事項

照会対象の納付対象一覧、徴税調書番号一覧、一括納付書番号一覧について、この章付表 7-15-1（IRC「納付登録照会（納付対象一覧）」出力事項）若しくは付表 7-15-2（IRC「納付登録照会（徴税調書番号一覧）」出力事項）又は付表 7-15-3（IRC「納付登録照会（一括納付書番号一覧）」出力事項）に掲げる事項が出力される。